

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 3 号
件 名	東日本大震災瓦れき処理及び一般廃棄物焼却灰からの有害化学物質検出についての市長による市民に対する十分な説明を求めることについて
紹 介 議 員	中山 均
要 旨	<p>東日本大震災で発生した瓦れきの処理について、新潟市は、安全対策に関する説明が十分とは言えない状況の中で、「大方の意見を総合して」という曖昧な根拠による判断で試験焼却を行おうとしました。</p> <p>焼却・埋め立て施設近隣の住民のみでなく、新潟県在住者、県内外の消費者が納得がいくように、追加の安全対策を十分にとるということを説明できなければ、試験焼却であっても安全性の確保はできません。焼却も埋め立ても、安全性については追加の懸念（放射性物質及び有害化学物質）を考えれば、測定すればよいというものではなく、十分な対策をとることが必要です。</p> <p>これまでの説明会やタウンミーティングでの市民からのさまざまな質問に対しても、担当課や市長は明確に回答されていないため、今回の試験焼却の判断に当たって、上記のような懸念事項を理解されているか、疑問が残ります。</p> <p>また、新田清掃センター、亀田清掃センター、新津クリーンセンターの3施設での一般廃棄物処理の不手際及び事故や、市民への十分な周知、情報公開や説明がなかったことは、新潟市の廃棄物行政に対する信頼を損なうものであり、こうした体制のまま試験焼却、本焼却へと進むことは納得できません。</p> <p>よって、下記のとおりお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成24年12月7日 第1項 第2項 } 環境建設常任委員会
受 理	平成24年12月4日 第464号

記

- 1 有害化学物質が検出された一般廃棄物処理の経過について、市担当課による十分な説明と、市長と市民の対話の機会を設けること。
- 2 震災瓦れき処理の判断に当たって、市長が直接市民の意見を聞き、市民からの質問や意見、要望についても、市長みずから回答する機会を設けること。